

2021年10月

懲罰的損害賠償と公序良俗

弁護士 中野 憲一

消費者が欠陥商品で企業を訴えたアメリカの裁判で高額な懲罰的損害賠償(punitive damages)が認められたというニュースを聞かれた方は多いと思います。

懲罰的損害賠償はアメリカであればどの州でも認められるというものではありません。ルイジアナ州、マサチューセッツ州、ネブラスカ州、ニューハンプシャー州、ワシントン州では懲罰的損害賠償は認められないか、限定的にしか認められません。日本企業と縁の深いカリフォルニア州では懲罰的損害賠償には条文の根拠があり認められています。カリフォルニア州民法典 3294 条は契約に起因しない義務の違反を理由とする請求において明白で説得力のある証拠により被告による強迫、詐欺、害意があったことを立証した場合、原告は実際の損害に加え、見せしめのため(for the sake of example)、被告に制裁を課すことにより賠償を得ることができると規定しています。(for the sake of example を「みせしめのため」と訳すと印象が悪くなりますが以下でご紹介する最高裁の判例の表現に合わせています。一罰百戒というほうが意味的には近いと思われます。)

英文は以下です。

- (a) In an action for the breach of an obligation not arising from contract, where it is proven by clear and convincing evidence that the defendant has been guilty of oppression, fraud, or malice, the plaintiff, in addition to the actual damages, may recover damages for the sake of example and by way of punishing the defendant.

例えば消費者が自動車の欠陥による事故に基づく損害賠償を自動車会社に求めた裁判においてカリフォルニア州控訴裁判所は、政府の安全基準、刑事法令のみでは消費者の救済には不十分であり、懲罰的損害賠償は欠陥のある大量生産品から消費者を守る最も効果的な救済方法である旨述べました(Grimshaw v. Ford Motor Co. (1981) 119 Cal.App.3d 757, 810.)。

このようなカリフォルニア州民法典に定める懲罰的損害賠償を認めるカリフォルニア州の確定判決について原告が日本で執行判決を求めた事案があります。執行判決が認められるための要件の一つはカリフォルニア州の判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないことです(民事訴訟法 118 条 3 号、旧民事訴訟法では 200 条 3 号)。

この案件ではカリフォルニア州上位裁判所は被告に賃貸借契約締結の際に欺罔行為があったとして懲罰的損害賠償を認めました。最高裁は平成 9 年(1997 年)7 月 11 日判決においてカリフォルニア州民法典に定める

懲罰的損害賠償は日本の罰金等の刑罰と同様の意義を有するが、日本の不法行為に基づく損害賠償制度は被害者が被った不利益を補てんし不法行為がなかった時の状態に回復させることを目的とするのであるから懲罰的損害賠償は、日本の公序に反し、懲罰的損害賠償としての金員の支払いを命じた部分は効力を有せず執行判決をすることはできないと判示しました(最高裁平成5年(オ)第1762号同9年7月11日第二小法廷判決・民集51巻6号2573頁)。

2021年5月25日にも最高裁判所が懲罰的損害賠償について判決を下しました。この最高裁判決ではカリフォルニア州の懲罰的損害賠償の日本における執行が認められるかが問題となりました(裁判所時報1768号25頁)。

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/323/090323_hanrei.pdf

事案を簡単に要約するとXがYをビジネスモデル、企業秘密等を領得したとしてカリフォルニア州で訴え勝訴し、判決が確定しました。その内容は以下のとおりです。

- ① 補償的損害賠償 184,990ドル
 - ② 訴訟費用 519.5ドル
 - ③ 10%の利息
 - ④ 懲罰的損害賠償 90,000ドルと10%の利息
- 合計 275,509.5ドル

Xはカリフォルニア州における強制執行により134,873.96ドルを回収しました。Xは残額140,635.54ドル(=275,509.5ドル - 134,873.96ドル)の回収のためYを相手取って日本で執行判決を求めました。原審大阪高等裁判所は残額140,635.54ドル全額と利息の執行判決を下しました。理由としてカリフォルニア州において懲罰的損害賠償債権は存在する。強制執行手続きによりなされた弁済は債権全体に充当された。140,635.54ドル(=275,509.5ドル - 134,873.96ドル)と利息は上記の①と②の合計を超えないという理由です。

これに対して最高裁は次のように述べて、原審の判断を覆しました。

「民訴法118条3号の要件を具備しない懲罰的損害賠償としての金員の支払を命じた部分(以下「懲罰的損害賠償部分」という。)が含まれる外国裁判所の判決に係る債権について弁済がされた場合、その弁済が上記外国裁判所の強制執行手続においてされたものであっても、これが懲罰的損害賠償部分に係る債権に充当されたものとして上記判決についての執行判決をすることはできないというべきである。なぜなら、上記の場合、懲罰的損害賠償部分は我が国において効力を有しないのであり、そうである以上、上記弁済の効力を判断するに当たり懲罰的損害賠償部分に係る債権が存在するとみることができず、上記弁済が懲罰的損害賠償部分に係る債権に充当されることはないというべきであって、上記弁済が上記外国裁判所の強制執行手続においてされたものであっても、これと別異に解すべき理由はないからである。」

結論として執行判決が認められる金額は懲罰的損害賠償を除いた合計額から回収した金額を控除して得られる金額とされました。算式は以下のとおりです。

$$184,990\text{ドル} + 519.5\text{ドル} - 134,873.96\text{ドル} = 50,635.54\text{ドル}$$

懲罰的損害賠償の有効性を日本ではあくまでも認めないという最高裁の立場を貫徹することが明らかになった判例です。仮にXがカリフォルニア州で強制執行をせず、懲罰的損害賠償を除いた額について日本で執行判決

を求めていれば上記①、②、③の合計すなわち 185,509.5ドルと 10%の利息の執行が認められていたでしょう。そのうえで、カリフォルニア州で懲罰的損害賠償について強制執行に成功すれば 90,000ドルと 10%の利息を回収できたことになります。実際は Xとしては最高裁の判決を待つわけにはいかないので回収できるときにカリフォルニア州で強制執行したことは間違いではありませんが、理屈から行くとこのような差異が生じることをどのように考えるべきかという論点を提供してくれる判例です。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、以下の弁護士までご遠慮なくご連絡ください。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 中野 憲一(kenichi.nakano@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続きをお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。